

高知県商工団体連合会 NO.798(49-33)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

仲間増やして要求実現、元気で大きな民商 税務調査や滞納、申告で悩んでいる業者がいます

読者拡大

幸先良いスタート!!

香美郡民商は、加藤拡大推進委員長の力強いリーダーシップの下、春の拡大運動が幸先の良いスタートとなっております。

1月14日(日)に開催された「四国ブロック決起集会」(6名参加)までに読者10人の目標を11人増やして超過達成!!

勢いの持続に18日は理事の西ノ内さんを中心に竹内さん・田中博さん・安丸さんの協力を得て、対象者を食事も兼ねて訪問し、読者1人拡大を実現しました。

ご協力に改めて感謝しています。引き続き対象者の情報をお待ちしています。(1/29香美郡会報)

税務調査を受け

「相談にのってほしい」と入会

T(大工)さんは、昨年11月末に税務調査を受け、申告はしていたものの、売り上げの計上漏れ等があり、「所得税・消費税額が増額になり、夜も寝られず、悩み、色々なところに相談したが・・・?」

■春の運動・拡大状況 (1/28)

	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	2	0	0	0	0	2
香美郡	13	2	2	0	0	10
南国	7	0	1	0	0	5
高知	16	1	4	1	0	9
仁淀川	1	0	1	0	0	1
須崎	4	1	0	0	0	2
中村	4	0	0	0	0	4
計	47	4	8	1	0	33

成果会員:読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

四国の拡大競争の高知県連の順位

読者1位、会員4位、共済4位、婦人2位

安倍9条改憲NO! 3000万署名

県内目標20万

高知憲法アクションの呼びかけで1月23日「戦争させない! 改憲いやだ! こうち総行動~3000万署名・大対話運動推進実行委員会」(略称・こうち総行動)が発足、署名促進交流会が開かれました。この会合には約50人が参加し、安倍改憲に反対する署名を県内で20万人を目標に集めることなどを確認しました。

高知大青木名誉教授による安倍改憲をめぐる「いま」の状況、改悪の問題点についてのお話の後、アクション呼びかけ人の山崎秀一氏が基調報告・行動提起し、3000万署名の達成に必要な県内20万人の目標について、国鉄分割・民営化に反対して28万人の署名を集めた経験から「やればできる」と強調。

経験交流では、1票で変える土佐の女たち、年金者組合他、これまでどのように署名を集めたか、20万人集めるための取り組みについて交流し、拍手が起きる場面も見られ大いに盛り上がりました。

大事なのは署名に取り組む人をいかに増やすか、署名をお願いするのに安倍改憲についてよりよく知り、多くの県民と対話する→自発的に署名に名を連ねて頂くこと。学習会、自民改悪案批判のピラを利用し、皆一丸となって署名活動を成功させ、改憲を阻止することを確認し、交流会は終了しました。(Y)

2・11「建国記念の日」に反対し 日本のいまと明日を考える集い ~安倍改憲がめざす日本を問う~

- 講師 青木宏治さん (こうち九条の会代表委員)
- 演題 「憲法の平和主義を「修正」し壊す安倍自民党の改憲」~憲法9条の骨抜き、形骸化による平和主義の原理的転換という国家原理の転換の危険性を説明する~
- 日時 2月11日(日)10時~
- 会場 高知県人権啓発センター6F (県庁前)
- 参加費 500円 (大学生以下250円)

さらに、相談先を探している中で「民商」を知り、電話帳で「須崎民商」に電話、22日に来局、2時間超話し合いました。「換価の猶予申請」等々でお互い解決するよう頑張り

ましよう。ゆっくり眠れるように・・・感謝の言葉を頂きながらの入会でした。(1/29須崎民商だより)

会員に税務調査

調査前に金融機関を反面調査

会員(農業)に、事前通知で1月15日を指定してきましたが、1月23日に変更、調査がありました。

前日に、会員さんと「民商が同席すること」を合意していました。当日、税務職員(1人)、その旨伝えると、職員に「守秘義務があり、認められない、立ち会うようであれば調査はできない」と。民商・会員から再度、「民商が事業内容等知っており

問題はない」税務職員から、「取引先等のこともあり認められない」と。民商から「他の税務署で立会いのもと調査を行っている、税務運営方針等からも、なぜ認めないか」対応したが、強権的な態度で守秘義務を盾に立ち会いを拒否。税務調査は2時間20分 税務職員(一人)で、午前10時から12時20分迄行われ会員ご夫婦が対応しました。しかし、大きな問題がありました。それは、**新国税通則法に反する**

許されない事前の反面調査。

今回、納税者本人の調査を行う前に、税務署が金融機関から、反面調査(普通預金の取引履歴を取得)を行っていたこととす。本来、反面調査は納税者への調査を尽くし、そこで出た疑問を、どうしても確認する必要があるときにだけ、納税者の承諾を得て行うべきものです。国税庁が定めた「新国税通則法」(「税務調査は「方針」に反するものです。許すことはできません。

今回の調査の流れは、具体的に決まっています。2回目は1回目の調査との整合性、3回目は、修正申告がある場合調査項目ごとに納得できるものでなければなりません。

民商として

「事前の反面調査、立ち合い拒否等々は、立ち合いを認める判例や新国税通則法に反するものであり、理不尽な対応について、須崎税務署との交渉(2月下旬)で対応したいと思えます。(1/29須崎民商だより)